平成２２年（フ）第１３号
栃木県真岡市西田井610番地１
債務者　三村　信由
１　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第３６２号
さいたま市南区白幡３丁目９番12―905号
債務者　半澤　義範
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４７２号
埼玉県和光市本町20番38―801号
債務者　小川　雅子
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５３４号
埼玉県川口市東領家３丁目16番２号　ヴェルデカーザ305号
債務者　小池　雄次
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５７１号
埼玉県戸田市美女木８丁目15番地の２
債務者　菅野　照男
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６９０号
埼玉県蕨市北町４丁目６番23号　ｅハイツ201号
債務者　松嵜　　淳
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
埼玉県草加市新里町174番地29
債務者　清水五十夫
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
埼玉県三郷市彦成４丁目５番９―406号
債務者　辻本真理子
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
岐阜県恵那市明智町横通136番地１
債務者　成瀬　朝子
１　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第７３号
岐阜県多治見市旭ケ丘10丁目５番地　雇用促進住宅２―407
債務者　因　　剛
１　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第７６号
岐阜県恵那市明智町新井191番地５、住民票上の住所岐阜県恵那市明智町吉良見227番地
債務者　伊藤　知和
１　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第９５９０号
大阪府吹田市岸部北２丁目３番Ｂ１―1010号
債務者　康野　信寛
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２００５号
大阪市西淀川区佃１丁目11番１号
債務者　増田　裕美
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４６４号
大阪市住之江区新北島１丁目１番14―206号
債務者　髙畑　宣夫
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４９８号
大阪府門真市幸福町15番９号
債務者　久保田利昭
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６１０号
大阪市住吉区遠里小野６丁目３番４号
債務者　青原美智子
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６１７号
大阪市福島区吉野５丁目11番29号アトール403号
債務者　伊藤　博生
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部